

仕 様 書

1 委託業務名

外国人材獲得のための基礎調査分析業務

2 業務の目的

県内企業における外国人雇用の実態と課題を把握するとともに、今後、本県が外国人材獲得を促進するにあたって有効となる施策の提案を行うことで、今後の本県の外国人材獲得に係る施策の検討用基礎資料とする。

3 履行期間

契約締結日から令和6年12月2日（月）

4 業務の内容

（1）本県における外国人の雇用状況調査

①企業における雇用状況等調査

県内企業5,000社を対象に、外国人雇用の状況や今後の意向、受入れに関する課題等について調査する。

なお、調査対象企業のリストは県から提供する。また、調査項目については、以下の項目例を基に調査項目案を提案し、県と協議のうえ設計すること。

- ・業種、従業者数、所在地
- ・外国人雇用の有無
- ・外国人を雇用する（しない）理由
- ・雇用の内訳、在留資格、雇用する理由、国籍、年齢分布、性別、最終学歴、雇用形態、業務内容、待遇、採用ルート、勤続年数
- ・今後の採用方針（受け入れたい国、地域）、今後必要とする外国人像（在留資格・年代等）
- ・外国人を雇用するにあたっての課題とその対応策
- ・外国人を雇用したことのメリット
- ・外国人を雇用するにあたって、社内で工夫している点
- ・社内での日本語教育支援に向けた取組（従業員の家族も含め）の実施の有無、その理由、今後の実施の意向とその理由
- ・行政に求める支援

調査項目の確定後、受託者においてサーバー等を用意のうえ Web 回答フォームを作

成し、調査対象企業あてに郵送により周知すること。協力依頼状及び調査項目一覧表を送付するものとし、協力依頼状の内容は県と協議すること。また、依頼状等の印刷、送付用封筒の調達及び宛名印刷等の郵送に係る一切の費用は受託者が負担するものとする。

なお、調査開始は8月下旬を目途、回答期間は1か月程度を見込むこととし、詳細なスケジュールは県と協議のうえ決定すること。また、Web 回答フォームの作成にあたっては、回答しやすくなるよう工夫を図るほか、未回答の企業に対して、可能な範囲で電話により回答を依頼することとし、電話による依頼ができない未回答企業については郵送により依頼すること。ただし、調査開始後、調査対象企業から調査に協力できないとの申し出があり、かつ企業名等を確認することができた調査対象企業に対しては、回答依頼を行わない。その他、アンケート回収率の向上のために実施できる取組があれば提案すること。

②他の都道府県調査

他の都道府県における外国人雇用の状況を可能な限り調査し、本県と比較・分析すること。特に、近隣に大都市がある等、本県と環境が類似している都道府県については詳細に調査すること。

③分析及び施策の提案

上記の調査結果や各種統計等をふまえ、以下の分析及び提案を行うこと。

- ・本県における外国人雇用の現状と課題についての分析
- ・今後県が外国人材獲得を進めるにあたり、有効となる施策の提案
- ・今後県が外国人材獲得を進めるにあたり、ターゲットとすべき国・地域、分野、在留資格等の提案

(2) 県内留学生の県内就労に関する分析

上記(1)の調査結果や別途県が実施する県内留学生の就職に関する意識調査の結果等をふまえ、県内留学生の県内就労に係る課題の抽出及び県内就労促進に向けた支援方法等の提案を行うこと。

なお、県が実施する意識調査の調査項目は次のとおり想定しているが、効果的な分析を行ううえで必要となる項目があれば提案すること。

<県で実施する調査>

●県内留学生の就職に関する意識調査

高等教育機関を通じ、在籍する留学生に対して実施
県内企業への就職に関する意識・実態調査

- ・国籍、日本語力、希望する就労（国内・国外、県内・県外）、業種、県内就労を希望しない理由、就職活動をする際の情報源、企業から発信してほしい情報 等

●留学生在籍する県内高等教育機関の状況調査

高等教育機関に対して実施

- ・今年度の卒業予定留学生数
- ・今年後の就職希望留学生数
- ・今年度卒業予定の留学生の希望する進路
- ・既卒業生の進路実績（就職先の勤務地、企業規模・業種・職種等 ※就職の場合）
- ・大学等における日本語教育プログラム
- ・留学生が就職活動をする際の支援内容 等

5 成果品

次に掲げる成果物を三重県に提出すること。なお、報告書の取りまとめにあたっては、三重県と協議を行うこと。

- (1) 外国人材獲得のための基礎調査分析結果報告書（A4版） 8部
- (2) 当該業務の遂行課程で取得し、または作成した資料 一式
- (3) 上記（1）及び（2）に係る電子データ 一式

6 業務遂行体制

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員について書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

7 その他

- (1) 仕様書に記載のない事項については、三重県との協議により決定する。
- (2) 委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打ち合わせ協議は、必要に応じてその都度行うものとする。
- (3) 打ち合わせ協議後は速やかに協議記録を作成し、三重県に報告すること。
- (4) 必要に応じて報告書を作成し、進捗状況を報告するものとする。
なお、令和6年10月上旬を目途に中間報告を行うこと。
- (5) 業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物については、三重県が著作権を持つものとする。
- (6) 全てのデータについて出典を明示するとともに、電子データについては今後の更新が容易となるよう配慮すること。
- (7) 本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。